

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4386
23年9月29日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

おはようございます。

いよいよヤマト運輸 との協業スタート

いよいよ来月10月2日(月)からヤマト運輸との協業がスタートします。まずは、「ネコポス」を「クロネコゆうパケット」として引き受けを開始します。

当初の移行スケジュールでは、10月の移行時期に約20%が移行されることになっていましたが、引き受け地域を絞り込む(山形、長野、静岡、茨城の4県の移行時期を2024年4月以降に変更)ことで移行割合は12.7%となっています。引き受けから配達までの流れは、ヤマト運輸が当日引き受けた荷物を原則翌日19時までに日本郵便が指定した地域区分局へ持ち込みます。19時までに引き受けた荷物は当日中に全国に差立結束が行われます。

到着地域区分局ではクロネコゆうパケットとゆうパケットと混合して区分し、ゆうパケットと同様の地域内便により配達局に送付されます。

配達局での到着入力、配達時の追跡入力は他のゆうパケット同様に行い、事故処理についても同様です。送達日数に関してはネコポス時より「1日」程度かかることとなります。これらの内容は先日のミーティング閲覧資料から抜粋したものです。まだまだ、不確定なものも多く、見切り発車的なことは否めません。



「ネコポス」は、遠方以外であれば基本翌日に配達される事がほとんどで、途中経由地でも追跡入力されます。一方、ゆうパケットは途中経由の追跡入力がないので、遠方地の場合は数日間引き受け入力のままになって

います。利用者にとって「クロネコゆうパケット」に移行することでサービスダウンになります。また、現場では今以上に不着などの苦情も増加することは間違いありません。

ヤマト運輸、配達員3万人委託終了へ

ヤマト運輸がカタログやチラシなど小型荷物の配達を委託する個人事業主約3万人との契約について、2024年度末までに全て終了する方針であることが報道されました。委託先には既に終了方針を伝えており、10月にも転職支援サイトを設けて求人情報を提供し、契約を満了した個人事業主には委託料とは別に、ヤマト運輸が1人当たり3万7千円の「謝礼金」を支払うとされています。

今年6月に日本郵便と協業の発表が行われた時には、自社ドライバーによる配達を補ってきた個人事業主らとの委託契約への対応は明確には示していませんでしたが、1

0月の協業スタートの前にこのような発表が行われました。

これを受け、労組の動きも出てきています。

貨物軽自動車運送事業を手がける個人事業主を主体とした労働組合の建設労軽貨物ユニオンはヤマトホールディングスとヤマト運輸宛てに、配達業務を受託している同労組の配達員が「業務委託契約を一方的に解除された」などとして、全国に3万人存在するといわれるヤマトの配達業務を受託する個人事業主の契約解除の撤回を要求、団体交渉の申し入れを行っています。



同労組がヤマト宛てに提出した「要求書および団体交渉申し入れ書」によると、1月末に予定している個人事業主との委託契約解除を撤回することや、現在配達業務を受託している個人事業主が日本郵便への業務移管後

も継続して就労できるようにすることなどの内容になっています。



10月からの「クロネコゆうパケット」の割合を12.7%に変更したのは少しでも現場の混乱を避ける狙いがあったと思われるですが、最終的(2025年2月)には100%移行するわけです。また、3万人の労働力を必要とした「クロネコゆうメール」も2024年2月から一斉に移行することを考えれば、今の要員配置では無理がありません。

今の段階では具体的な増員の話は出ていませんが、現場の社員が出来ることは、時間前着手や昼休憩1時間の未取得などは行わず、作業時間を明確にし、必要な労働力を明らかにさせることです。そして、それを踏まえ適正な要員配置を会社求めていくことです。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員と希望者全員が正社員化を。

ゆげが、均等待遇を。

なげんが差別を。

ユニオンは労基法裁判に勝利を。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎のホームページはこちら

